

行ぐ事は、今昔かはりなし。文化元子年頃より、大晦日正月六日同十四日にも、除夜のごとくに御厄はらひくといふて来るなり。しかし節分の如くに大勢は來らず。

〔東都歲事記四十二月〕節分立春の前日也 今夜厄拂ひ來る厄はらひは、元祿開板の人倫訓蒙圖彙に、同じ頃は節分の夜ばかりにして、世上の豆をまく間、只二時の程にありきしよしなり。文化より以來は、冬至除夜正月の年越毎に來る。

〔守貞漫稿二十七〕厄拂 京坂ハ節分ノ夜ノミ來ル、江戸モ古ハ節分ノミナリシガ、文化元年以來、大卅日、正月六日、十四日ニ來ル、追儺ノ豆、大坂ハ年數ヲカズヘ一錢ヲ加ヘ、白紙ニ包ミ與フ。江戸ハ十二錢ヲ添ルナリ、又京坂ハヤクハライマシヤウト云、江戸ハオンヤクトト、御字ヲ付ル、厄拂ノ辭ノミ、音節及ビ文句トモニ三都相似タリ。蓋文句ハ年々種々アリ、ア、ラ、メデタイナ、メデタイナ、ダンナ住吉御參詣、ソリ橋カラ西ヲナガムレバ、七福神ノ船アソビ、中ニモ夷ト云人ハ、命長柄ノ棹ヲモチ、メギスオギスノ糸ヲツケ、金ト銀トノ針ヲタレ、釣タル鯛ガ姫小鯛、カホドメデタキオリカラニ、イカナル惡魔ガ來ルトモ、此厄ハラヒガヒツドラヘ、西ノ海トハオモヘドモ、チクラガ沖ヘサラリ、或ハ役者名盡シ、魚盡何盡ナド種々ヲ云。

〔宗長手記〕廿五日、○大永六年十二月節分の夜略 中京には役落しとて、年の數錢を包みて、乞食の夜行にしてとらする事を思ひやりて、

かぞふれば我八十の雜事錢やくとていかゞおとしやるべき

〔羅山文集五十六〕儺文 儺雖近於戲、而古之禮也。故聖人猶朝服而立於阼階記於周禮、載於漢志見於歷代之史集、不可勝數也。我國昔神世、既雖有驅鬼之故事、然權輿于文武帝慶雲三年以降、每歲行以爲恒、出于國史、具于江家之次第、其朝廷儀式、未及論焉。民間除夕、到今所行者、插杠谷樹於門戶壁間、此國諺所謂比比良木是也。其葉有稜角如刺、蓋禦邪鬼也。又爆豆撒之屋内、唱曰、鬼兮外、福兮内、古